

「日野市福祉のしごと相談・面接会」(令和4年度)開催要項

1 目 的

この相談・面接会は、身近な地域において、持っている福祉の資格を活かして仕事がしたい、福祉の仕事に関心があつて福祉の職場で働いてみたいという就労意欲のある人材を掘り起し、求人施設・事業所と結び付けることにより、福祉人材の確保に資することを目的とする。

2 主 催 社会福祉法人 日野市社会福祉協議会
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター

3 共 催 ハローワーク八王子

4 協 力 日野市
日野市内社会福祉法人ネットワーク

5 日 時 令和4年10月7日(金) 13時 ~ 16時00分(受付終了15時30分)

6 会 場 イオンモール多摩平の森 イオンホールA・B

7 内 容

(1) 相談・面接会

面接会冒頭で、出展施設・事業所が事業内容の説明やPRを行う。

出展施設・事業所は、福祉の仕事に関心のある求職者と相談・面接を実施する。

(2) 相談コーナー

福祉の仕事に関心はあるがよくわからないという方や、まずはボランティア活動をしてみたいという方を対象とした相談を実施する。

※新型コロナウイルス感染状況や会場等の都合などにより、内容の一部変更または中止となる場合がありますので予めご了承ください。変更または中止となる場合は、決定次第ご連絡をさせていただきます。

8 出展施設・事業所の要件

日野市内の福祉施設・事業所 15 事業所

原則として、以下(1)～(6)の要件を全て満たしている施設・事業所が対象となります。

(1) 東京都福祉人材センターの求人取扱い範囲(下記①～⑥にあげる事業所における全職種)の職種)の求人がある施設・事業所で、ハローワーク八王子が取り扱うもの。

①社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業(事業実施者が社会福祉法人の場合は、公益事業も含む)を実施する事業所

②介護保険法に規定する介護保険事業所

③障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所

④その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等

⑤地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所

⑥社会福祉の国家資格等を必要とする職種(上記①～⑥以外の事業所を含む)

(2) 求人の内容が、労働関係法規を遵守していること

(3) 募集時点で、労働条件を明示できる求人であること

(4) 非常勤・パートなど正規職員以外の求人があること

(5) 事業所の見学を希望する求職者には、対応すること

(6) 参加が決定した場合は、開催日当日まで求人枠を確保すること

(7) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、主催者からの指示を遵守し感染防止に努めること

※登録ヘルパー(非定型的パートタイムヘルパー)の求人については、「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について(平成16年8月27日基発第0827001号)」に基づき、定められた労働条件等について明示できるものに限ります。

9 広報等について（予定）

- (1) 社会福祉協議会の広報・ホームページに掲載
- (2) 市報「広報ひの」への掲載
- (3) ハローワークで求職相談・チラシ配布
- (4) 東京都社会福祉協議会ホームページに掲載
- (5) 東京都福祉人材センターに求職登録している求職者へのダイレクトメール
- (6) 「福祉のお仕事」求職者マイページ登録者へのメール送信 など

10 新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組み

主催の日野市社会福祉協議会では、参加者全員の安全を守るため、今年度の開催にあたり下記対策を実施します。当日の注意事項等の詳細は決定通知後、お知らせします。

【事前の取組み】

- アルコール消毒液やブースにおける飛沫感染防止シート等の準備
- 事前申込の徹底（参加者人数と緊急連絡先の把握）
- 広報・チラシ等で感染予防に向けた参加者へマスク着用等の周知・徹底 等

【開催当日の取組み】

- 当日受付の参加者の緊急連絡先の把握 ※必須
- 参加者全員へのマスク着用の指示
- 参加者の体調管理・把握（入口での検温実施）
- アルコール消毒の設置
- 入場者数の制限
- スタッフ、参加者、ブース間のソーシャルディスタンス確保
- 会場内の換気

【開催後の取組み】

- 当日の参加者における感染者（発熱者）の把握
- 感染者が発生した場合の出展施設・事業所への連絡 等

11 新型コロナウイルス感染拡大防止にあたって、参加施設・事業所へのお願い

- 出展ブースへの参加職員は最大2名までとし、参加職員は自らの感染防止に努めること
- 検温を行うなど参加する職員の体調管理に留意すること。また体調が優れない場合は参加を取りやめ、また、速やかに主催者に連絡すること
- 開催当日はマスクを持参すること。また、事業者でアルコール消毒液やフェイスシールドなど感染防止備品の用意がある場合は併せて持参すること
- 出展ブースに用意された備品（机やイス、パーティション等）のアルコール消毒をこまめに行うこと
- 出展ブースにおいて相談者が面接を希望する場合、面接は原則として後日に設定し、出展ブースにおける対面でのやり取りを可能な限り短縮すること
- 出展施設・事業所職員の中で新型コロナウイルスへの感染が確認された場合は、速やかに主催者（日野市社会福祉協議会）へ連絡すること
- その他、感染拡大防止のため主催者から指示があった場合は、それに従うこと
- 新型コロナウイルス感染拡大の状況により、中止や内容を変更する場合がございます。最終判断は開催3日前までに行い、変更がある場合主催者より出展事業所へご連絡します。